

関原発第431号
2022年10月17日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

大飯発電所第3号機 特定重大事故等対処施設設置工事に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

2021年1月8日付け関原発第524号で申請（2021年4月28日付け関原発第56号、2021年8月2日付け関原発第300号及び2022年7月1日付け関原発第226号で申請書の記載内容変更）しました大飯発電所第3号機特定重大事故等対処施設設置工事に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

大飯発電所第3号機

使用前検査申請書番号

関原発第524号(2021年1月8日)

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第56号(2021年4月28日)

関原発第300号(2021年8月2日)

関原発第226号(2022年7月1日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2.1 使用前検査申請書

(変更前)

2021年8月2日付け関原発第300号の申請書記載事項

検査希望年月日	(一号) 自 2021年 2月 5日
	至 2022年 <u>12月</u>
	(五号) 自 2021年11月
	至 2022年 <u>12月</u>
使用開始予定年月日	2022年 <u>12月</u>

(下線部は変更部分)

2022年7月1日付け関原発第226号の申請書記載事項

原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2021年 1月 8日
	2021年 4月28日
	2021年 6月29日
	2021年 8月 2日
	2021年 9月 3日
	2022年 1月27日
	2022年 2月 7日
	2022年 3月15日
2022年 7月 1日	

(下線部は変更部分)

(変更後)

検査希望年月日	(一号) 自 2021年 2月 5日 至 2022年 <u>12月 8日</u>
	(五号) 自 2021年11月 至 2022年 <u>12月 8日</u>
使用開始予定年月日	2022年 <u>12月 8日</u>
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2021年 1月 8日 2021年 4月28日 2021年 6月29日 2021年 8月 2日 2021年 9月 3日 2022年 1月27日 2022年 2月 7日 2022年 3月15日 2022年 7月 1日 <u>2022年10月17日</u>

(下線部は変更部分)

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書
添付資料のとおり

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし

変更理由

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定による使用前確認申請書の記載内容変更についての提出に伴い、「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加する。

また、本検査工程の見直しに伴い、「検査希望年月日」および「使用開始予定年月日」を変更する。本変更に合わせて、「添付資料-1 工事の工程に関する説明書」について記載を変更する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。